

5 要介護認定

介護保険のサービスを利用するには、申請をしてどのくらいの介護の手間が必要か、要支援または要介護（１～５）の認定を受ける必要がある。

（１）要介護認定申請

指定居宅介護支援事業者・在宅介護支援センター・介護保険施設などを通して、本人または家族が要介護認定の申請をする。申請を受けると、練馬区から委託を受けた居宅介護支援事業者等の訪問調査員が、被保険者の心身の状況などを訪問調査するとともに、主治医に身体上・精神上的の障害の原因である疾病について、意見書の作成を依頼する。

また、認定調査員を対象に研修を実施し、調査が適正に行われるよう調査員の資質の向上を図っている。

要介護認定申請の受理件数 (単位：件)

区分 年度	新規	更新	区分変更	受給証明付	合計
11	9,531			24	9,555
12	4,560	9,341	953	193	15,047
13	5,008	11,691	1,204	239	18,142
14	5,540	14,249	1,708	249	21,746

注：11年度は11年10月～12年3月までの開催数

調査員研修

区分 年度	回数(回)	延べ参加者数(人)
11	9	397
12	8	139
13	13	213
14	12	269

（２）要介護認定審査

認定は訪問調査の結果による一次判定と、訪問調査の特記事項や主治医意見書の内容を踏まえた上で、介護認定審査会で審査・判定をする。

介護認定審査会開催数・審査判定数

区分 年度	審査会開催数(回)	審査判定数(件)
11	351	7,524
12	527	14,825
13	555	17,344
14	600	20,810

注：11年度は11年10月～12年3月までの開催数

要介護認定者数

各年 3 月 31 日現在(単位 : 人)

年	区 分	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合 計
13	第1号被保険者	1,214	2,793	1,784	1,476	1,423	1,201	9,891
	第2号被保険者	24	82	91	76	48	65	386
	合 計	1,238	2,875	1,875	1,552	1,471	1,266	10,277
	構成比	12.1%	28.0%	18.2%	15.1%	14.3%	12.3%	100%
14	第1号被保険者	1,734	3,555	2,049	1,654	1,675	1,232	11,899
	第2号被保険者	34	137	123	62	63	70	489
	合 計	1,768	3,692	2,172	1,716	1,738	1,302	12,388
	構成比	14.3%	29.8%	17.5%	13.9%	14.0%	10.5%	100%
15	第1号被保険者	2,400	4,265	2,380	1,909	1,885	1,405	14,244
	第2号被保険者	38	138	143	86	58	75	538
	合 計	2,438	4,403	2,523	1,995	1,943	1,480	14,782
	構成比	16.5%	29.8%	17.1%	13.5%	13.1%	10.0%	100%

(3) 介護認定審査会

介護認定審査会は、区長が委嘱する保健・医療・福祉の学識経験者の委員の中から、5名程度で構成される合議体を設け、審査・判定を行なう。

委員の定数は条例で280人以内と定められており、平成15年3月31日現在204人、40合議体となっている。委員の任期は2年で、再任することができる。新任の介護認定審査会委員に対して、審査判定の要点および手順などの研修を行なっている。

介護認定審査会委員構成 15年3月31日現在(単位 : 人)

医師	41
歯科医師	40
薬剤師	23
介護老人保健施設職員	17
介護老人福祉施設職員	66
三療士(はり・灸・マッサージ・指圧)	4
訪問看護ステーション職員	3
その他	10
合 計	204

注：その他・・・福祉施設等職員経験者

審査会委員研修参加者数

(単位 : 人)

年度	区分	新任研修 (区主催)	新任研修 (都主催)	合議体の長を対象とする研修(都主催)
12		123	7	38
13		1	64	1
14		2	7	2